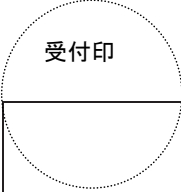


注意事項等

1 本書は、特別徴収の(個人)の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与と差し引いている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員等の)異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更(退職・転勤等)した場合には、提出不要です。  
 2 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を1月1日以降退職時までの給与支払額欄及び控除社会保険料額欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土)日の場合は、2月1日(日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。  
 3 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。



市町村民税  
道府県民税

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号												特別徴収指定番号 年度 宛番号		特別徴収指定番号 年度 宛番号																			
城陽市長 年月日提出 給(特別徴収義務者) 与(特別徴収義務者) 支(特別徴収義務者) 払(特別徴収義務者) 報(特別徴収義務者) 告(特別徴収義務者)												所在地名 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		担当氏名 電話番号 内線		課税関係 氏名 電話番号 内線		印 (社印などの角印の場合は左上がみ出さないように押印してください。)		特別徴収税額 (ア) - (イ) (年税額)		徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合 → 10月分 月分 月分まで		未徴収税額 (ウ) - (イ) 月分 月分まで		異動年月日 年 月 日		異動の事由 <small>※専業主婦及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。</small> 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人が納付)		1月1日以降退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円	

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地名 フリガナ 称												特別徴収指定番号 法人番号 <small>※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。</small>		担当氏名 電話番号		新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--	---	--

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。												本人印 1の場合		徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	--	-------------------------	--	-----------------------------------	--

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。												旧特別徴収処理欄 年度 月分以降の月割額は		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者 点検	
番号を記入 年度 月分以降の月割額は												1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者 点検			

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。